

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等の概要について

1. 第三分野商品の特徴と動向

第三分野とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野を指す。

従来、大手国内社では第三分野商品の単独販売が認められてこなかったが、2001年1月以降全面解禁され、死亡保障中心であった保険契約者のニーズが医療や介護といった生存保障へ変化していることに伴い急速に売り上げを伸ばしている。平成16年度には、年換算保険料でみて、3兆5千億円を超え生命保険会社の保有契約の2割を超える状況となっている。

2. 問題の所在と対応

少子高齢化社会が進行する中で、医療保険や介護保険等のいわゆる第三分野商品は保険契約者のニーズが高まっているが、医療政策等の外的要因や保険契約者の想定外の行動の影響を受けやすく、また、わが国では終身保障タイプの商品が多いこと等から長期的な不確実性を有していると言われている。

このような状況にもかかわらず、第三分野商品は商品内容が多種多様であり、十分なデータの蓄積もないことから標準死亡率、参考純率といったスタンダードな指標が存在しておらず、公的なデータや各社の実績等から給付事由ごとその発生率を見込まざるを得ないのが実情である

したがって、第三分野の保険事故発生率に関する不確実性に対しては、各保険会社において、標準責任準備金による積立を行った上で、発生率の事後的な検証により対応しているが、発生率の事後検証の方法、検証後の対応については、各社の判断に委ねられているのが現状である。一方、危険準備金については、リスク係数が一律・機械的に定められているため、各商品のリスクが危険準備金に適切に反映されていないという問題もある。

このような問題意識から、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のための積立が可能となるよう、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」の検討結果を踏まえた、以下のような枠組みによる積立ルール等を整備することとした。

保険会社において、

- ① 適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保
- ② ストレストテストによる危険準備金の十分な積立水準の確認
- ③ ①及び②の実施状況等の開示

監督当局において、

- ④ 定期的なオフサイトモニタリングの実施

この他、基礎率変更権の実効性の確保、保険計理人の機能強化等

3. 積立ルール等の概要

(1) ストレストテスト、負債十分性テストの実施

- ・ 第三分野保険の保険事故発生率の不確実性に焦点を当てた「ストレストテスト」、「負債十分性テスト」の実施により、責任準備金の十分な積立水準を確保。

① ストレストテスト

- ・ 毎決算期に、商品ごと予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているか確認するもの。実績の保険事故発生率等に基づいてテスト実施期間(10年間)の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率A)を予測し(図1)、将来発生する保険金額(図2-A)と予定発生率に基づく保険金額(図2-P)を比較して、予定発生率に基づく保険金額が大きければ保険料積立金が十分と判断(図2-ケースI)し、逆に、下回ってれば、保険料積立金が不十分として危険準備金を積み立てる(図2-ケースII及びIII)。
- ・ 第三分野の保障内容やリスクの範囲が多岐にわたっており、商品により異なっていることから、保険事故発生率の将来予測において、どのようなモデルを設定するかは、保険会社が合理的に見込むこととする。

図1 将来の保険事故発生率の予測のイメージ
(予定発生率が十分なケース)

※ 将来の発生率を推計する際には、年齢・経過年数等を考慮する必要がある。

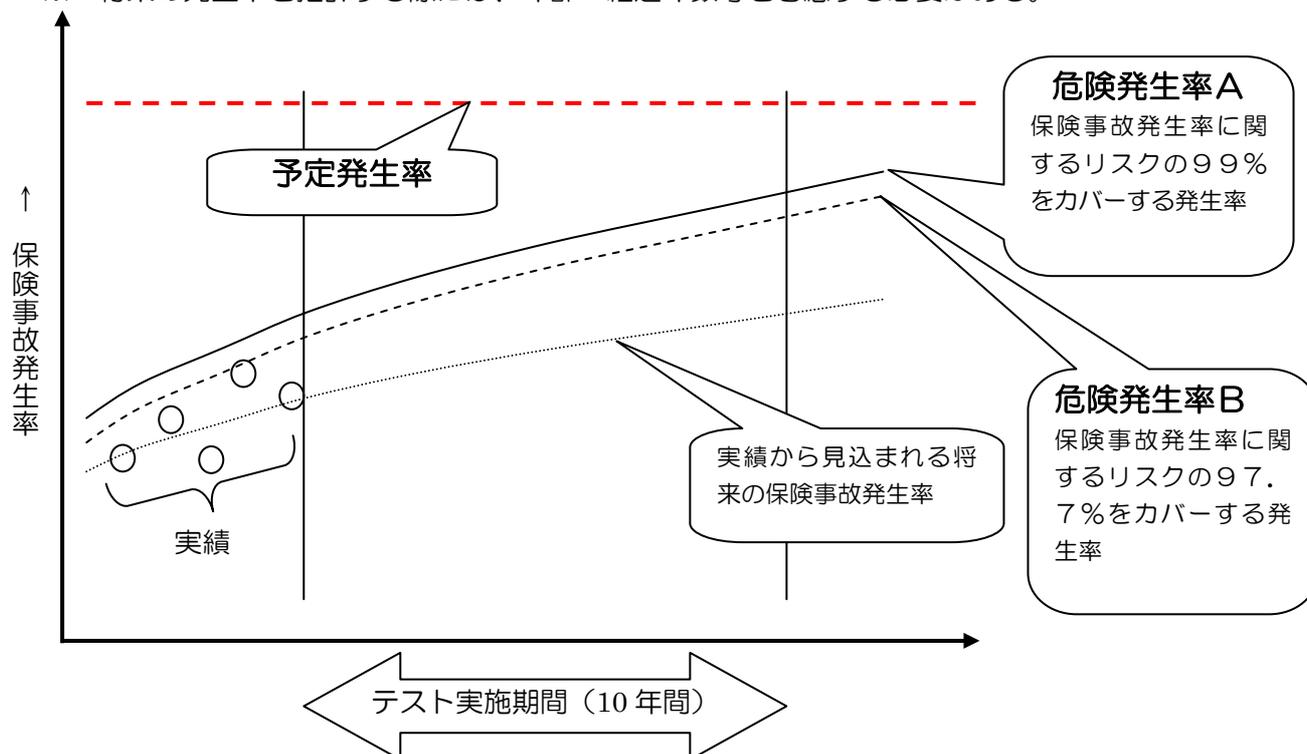
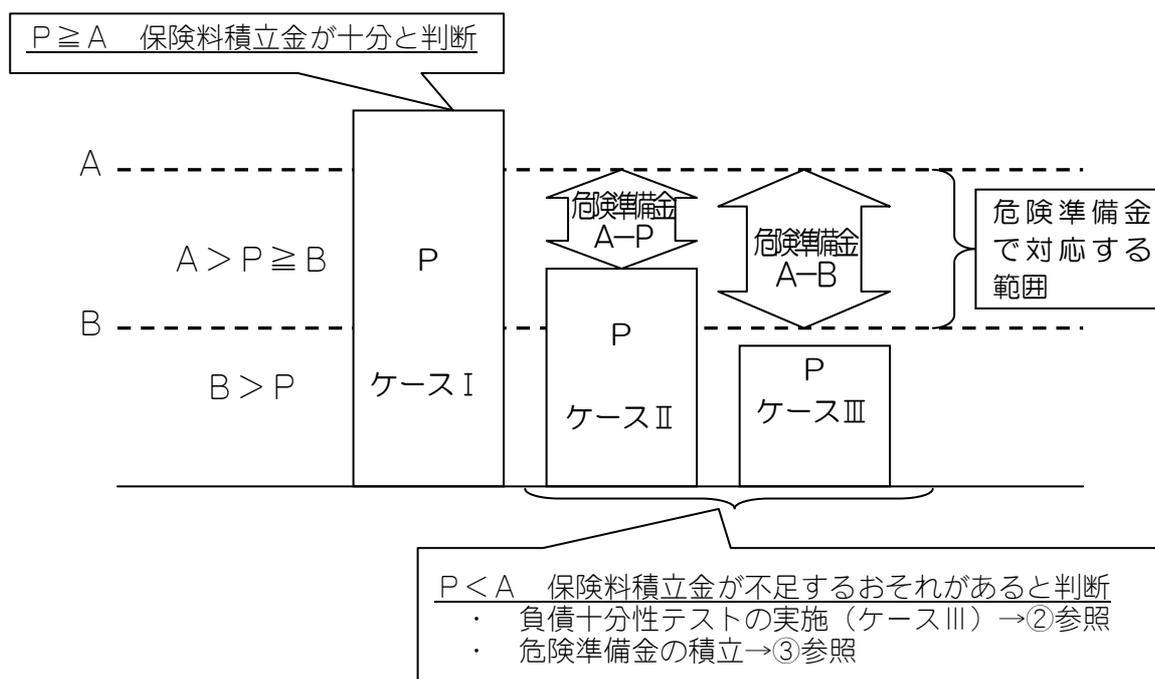


図2 ストレストテストのイメージと危険準備金の積立



(注) P: 予定発生率によるテスト実施期間(10年間)の将来給付額
A: 危険発生率Aによるテスト実施期間(10年間)の将来給付額
B: 危険発生率Bによるテスト実施期間(10年間)の将来給付額

② 負債十分性テスト

- ・ ストレステストの結果、予め設定した予定事故発生率では、保険料積立金で対応すべき「通常の予測の範囲内のリスク（新ルールではリスクの97.7%）」に対応できないおそれがある場合は、負債十分性テストによる事後検証を行う。（図2-ケースⅢ）
- ・ 保険料積立金の十分性については、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じているのかを判断する必要があるため、将来収支分析（負債十分性テスト）により検証を行う。（図3）

（注） これに対して、危険準備金は、保険事故発生率に関するリスクに備えるため発生率の上昇によるリスクのみを考慮して、将来給付額の比較（将来発生する保険金が予定を上回らないかどうか）により積立金を定める。

図3 負債十分性テストのイメージ

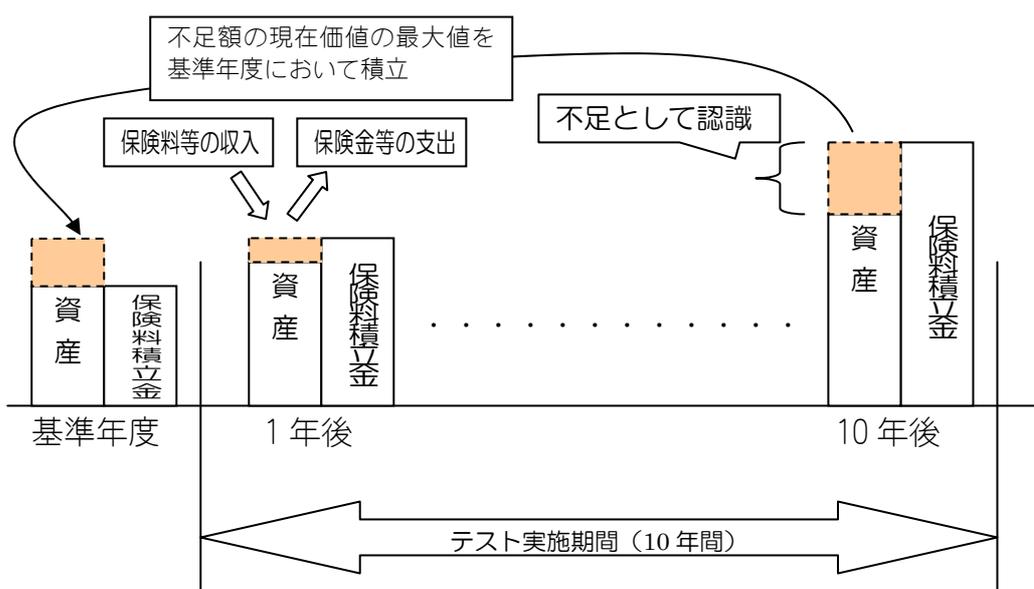
● 実績等を基に将来（10年間）の収入・支出を推計し、資産が負債である保険料積立金を下回ることがないか確認。

- ・ 基準年度は、資産＝保険料積立金としてスタート
- ・ 保険料積立金（負債）は予定基礎率で計算
- ・ 資産は実績等から推計した各年の収入・支出を利用して計算

※ 保険金等の支出は保険事故発生率に関するリスクの97.7%をカバーする水準を設定

- ・ 保険料積立金を資産が下回った場合は積立不足と判断

※ 不足額の現在価値の最大値を基準年度において積み立てる必要がある。

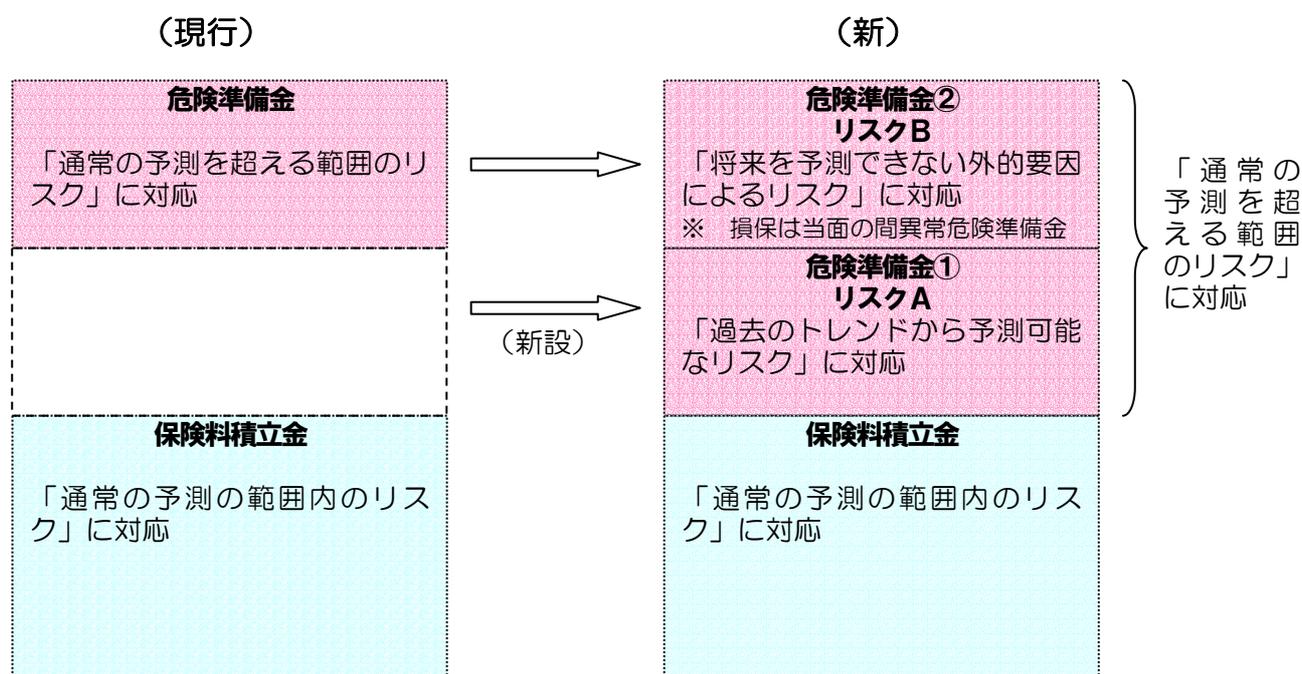


③ 危険準備金の積立

保険事故発生率にかかるリスクの99%をカバーする水準まで危険準備金①(「リスクA」に対応)を積み立てることとする。(図2-ケースII及びIII)

従来どおりの方法により計算した危険準備金^(注)は、当面の間、「将来を予測できない外的要因によるリスク」に対応する危険準備金②(「リスクB」に対応)として積み立て。

図4 保険料積立金及び危険準備金のリスク



④ ソルベンシー・マージン基準

- ・ 「危険準備金①」の積立限度額として計算される額は10年間のリスクに備える積立であるため、これを1/10した額(1年分)をリスク量とする。
- ・ 「危険準備金①」の積立額を新たにソルベンシー・マージンへ算入

(注) 危険準備金・異常危険準備金の積立基準等(疾病入院リスクの例)

	積立基準(最低積立額)	積立限度
(生保) 危険準備金	疾病入院日額の増加額 ×平均給付日数×7.5%	疾病入院日額 ×平均給付日数×7.5%
(損保) 異常危険準備金	正味収入保険料 ×3.2%	正味収入保険料 ×160%

・ 損保は当面の間、これまでと同様に異常危険準備金として積み立てることとする。

(2) 実施状況等の開示

第三分野の保険事故発生率が給付事由ごとに見込まれており、ストレステスト及び負債十分性テストを実施する際の将来予測においても、保険会社はそれぞれ独自のモデルを用いていることから以下の内容について開示することとする。

- ・ 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方、ストレステスト、負債十分性テスト（特に危険発生率の設定の仕方）の合理性・妥当性
- ・ スストレステスト、負債十分性テストの実施状況（追加保険料積立金、危険準備金の状況）
- ・ 医療、がん、介護等の区分ごと保険料に対する保険金等の支出の状況

(3) 定期的なオフサイトモニタリングの実施

- ・ 保険会社から、商品別の契約動向や収益率、発生率等の動向について、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて保険会社に適切な対応を求める。

(4) リスク管理態勢の充実等

① 基礎率変更権の実効性の確保

現状においては、基礎率変更権を付した契約であっても、その行使基準が不明確であり、現実に行うのは困難であるとの見方が強い。

したがって、第三分野商品については、基礎率変更権の行使基準に透明性のある数値基準を導入し、募集時における重要事項として予定発生率の合理性、基礎率変更権の行使基準（数値基準）、変更内容等を説明するとともに、契約者への保険料変更見通し等の情報提供の拡充を行い、保険事故発生率が悪化した場合の基礎率変更権の実効性の確保を図る。なお、既販売商品についても、基礎率変更権を行使する場合には同等の措置が求められる。

② 保険計理人の機能強化

既存の保険計理人の実務基準に基づく確認に加え、第三分野商品については、新たに負債十分性テスト等の実施を行うこととし、責任準備金に対する保険計理人のチェック機能の強化を図る。また、商品認可申請時等の保険数理的なチェックを行った意見書の提出を義務付ける。

③ 再保険の開示

再保険を活用して長期の第三分野保険の不確実性を管理する場合は、その再保険の活用状況を開示を求める。

4. 施行時期等

- ・ 平成18年5月1日から施行し、保険料積立金、危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは原則として平成18年度決算から適用することを予定。
- ・ 基礎率変更権については、既認可商品も含め平成19年4月1日以降に保険契約を締結する商品に適用する。

(以上)

ストレステスト及び負債十分性テストを行う際の区分の考え方

- 基礎率を同じくする契約区分単位（主契約、特約別）
 - i 当該保険契約において、支払い事由として規定される給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられ、過去のデータ又は統計資料により同等性が確認されていること。
 - ii 予定発生率の算出に用いた統計資料が同じであること。
- ※ なお、一契約（この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。）において、複数の給付事由を合せて給付しているケースにおいては給付事由ごと i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が極めて小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険契約においては、この限りではない。

まとめてもよい場合	まとめることが適切ではない場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 給付事由内容、保険料が同一 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 介護A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊖ 介護A</div> </div> <p>※ 主契約か特約かは問わない。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付事由が異なる場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 入院A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊖ 介護A</div> </div> ● 給付内容が異なる場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 介護A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 介護B</div> </div> ● 保険料が異なる場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ がんA</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ がんa</div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ● 異なる給付を含まない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⊕ 医療 入院C 手術C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⊕ 医療 入院C 手術C</div> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付事由が異なる給付を含む場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⊕ 医療 入院C 手術C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⊕ 医療 入院C 手術C 三大疾病C</div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ● 特約を付帯しても、保険料がほとんど変わらない場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 三大疾病A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊖ 三大疾病による払込免除特約</div> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約を付帯することにより、保険料が大きく変わる場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊕ 三大疾病A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⊖ 三大疾病による払込免除特約</div> </div>

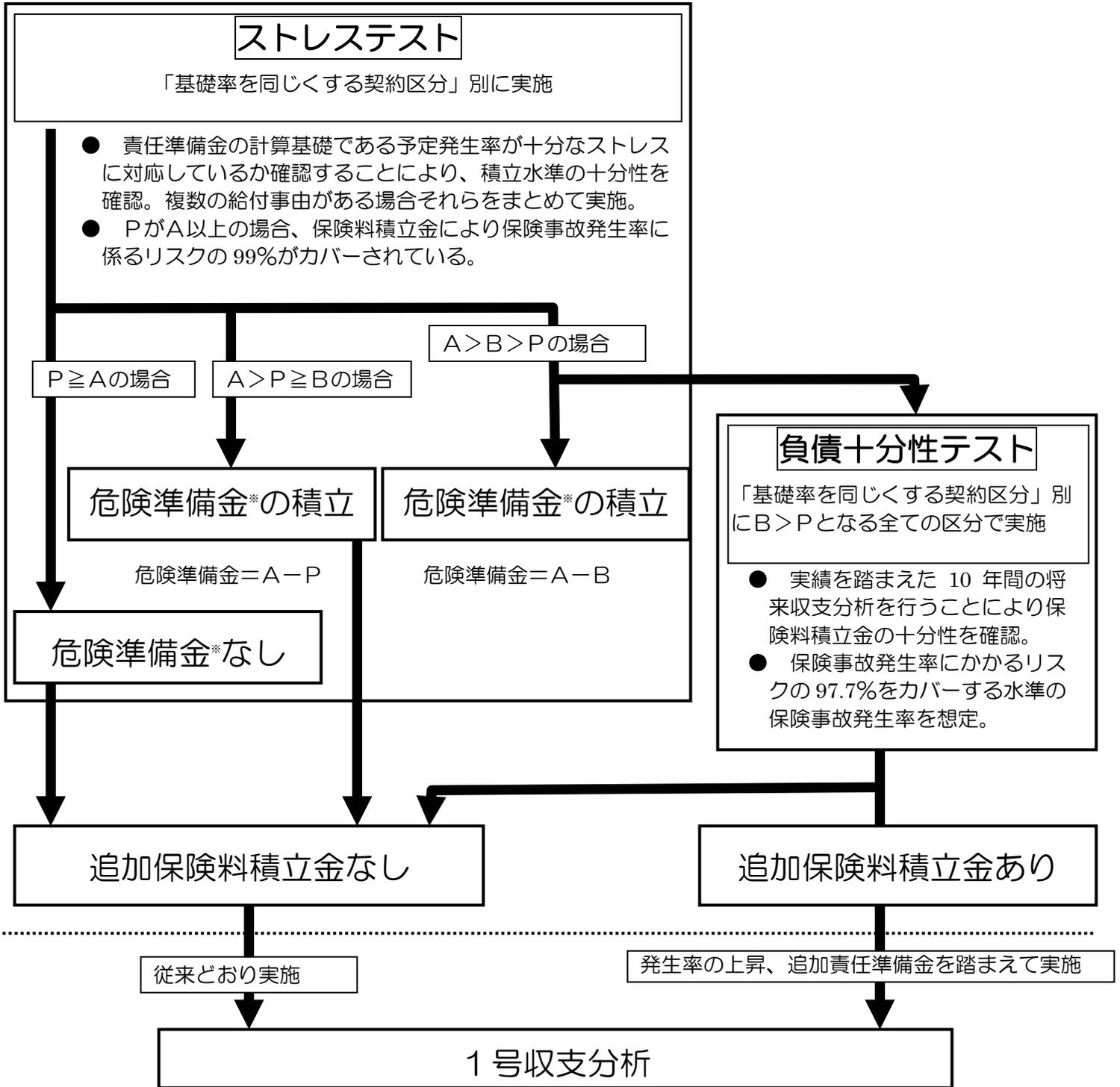
(注) 表中 ⊕ は主契約、⊖ は特約を示している。

- ※ この表はあくまで、イメージとして記載したものであって、基本的な考え方は、上記 i ii（監督指針に記載）に示したとおりである。

ストレステスト及び負債十分性テストの流れ

参考2

(イメージ図)



(注)

P： 予定発生率による10年間の将来給付額

A： 保険事故発生率にかかるリスクの99%をカバーする水準の保険事故発生率による10年間の将来給付額

B： 保険事故発生率にかかるリスクの97.7%をカバーする水準の保険事故発生率による10年間の将来給付額

(※) ここでいう危険準備金は、改正案中平成10年大蔵省告示第231号第2条の2第1号に掲げる額を指す。